

堺市立健康福祉プラザリスク分担表

○印がリスク負担者

段階	リスク種類	責任の内容	市	指定管理者
共通	法令等の変更	指定管理者が行う管理運営業務に影響を及ぼす法令等の変更、新たな規制立法の成立等（他の項目に記載されているものを除く）		○
		管理運営のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	物価	指定後の物価等の変動（急激なインフレ・デフレに伴うコスト増など。ただし、賃金スライド制度の対象となる人件費の変動を除く。）		○
	資金調達	資金調達不能による管理運営の中断等		○
		金利上昇等による資金調達費用の増加		○
	税制変更	消費税（地方消費税を含む）率の変更	協議事項	
		法人税・法人住民税率の変更		○
		事業所税率の変更		○
		上記以外で、管理運営に影響するもの	協議事項	
	不可抗力 ※2	不可抗力による業務変更、中止、延期等	協議事項	
		不可抗力による施設利用者に対する救済	協議事項	
		不可抗力による施設・設備の復旧費用	○	
	管理運営業務の中止・延期	建物所有者の責任によるもの	○	
		法令等の変更により市の施設所有が困難になったことによるもの	○	
		指定管理者の破綻、事業放棄等、指定管理者の責任によるもの		○
	管理運営内容の変更	市の政策による期間中の変更	○	
		指定管理者の発案による期間中の変更		○
	許認可	市が取得すべき許認可の遅延	○	
		管理運営の実施に関して指定管理者が取得すべき許認可の遅延		○
	環境	指定管理者が行う管理運営に起因する環境問題に関する対応		○
管理運営	申請	申請費用・許認可等の取得費用・業務引継に要する費用など		○
	性能リスク	指定管理者が行う管理運営の内容が仕様書、協定等に定める水準に達しない場合		○
	需要変動	当初の需要見込みと異なる状況の発生		○
	運営費の膨張	市以外の要因による運営費の膨張		○
	自主事業	自主事業運営に関すること		○
	施設等の修繕	施設・設備・機器・備品の損傷（※3）		○
		管理上の瑕疵による火災・事件・事故等による施設・設備・器具・備品の損傷		○
	債務不履行	市の基本協定等の内容の不履行	○	
		指定管理者による業務又は基本協定等の内容の不履行		○
	損害賠償	施設、機器等の管理上の不備又は施設管理上の瑕疵による事故		○
		指定管理者の責に帰すべき事由以外の事故	○	
		管理上の瑕疵による臨時休館等に伴う利用者等への損害		○
	運営リスク	施設、機器等の管理上の不備、施設管理上の瑕疵又は火災等事故による臨時休館等に伴う運営リスク		○

【別紙 2】

		火災等事故（管理上の瑕疵によるものを除く）に伴う運営リスク	協議事項
	要望・苦情	利用者や管理運営上の地域住民からの要望や苦情等への対応	協議事項

- ※ 1 不可抗力：暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、テロ、侵略、暴動、感染症など、市と指定管理者のいずれの責めにも帰することができない自然的又は人為的な現象
- ※ 2 施設・設備・機器・備品の損傷リスクへの対応
- （1）1 件当たりの予定価格が 1 0 0 万円（税込）を超えるものは、市と指定管理者が協議を行い、市が必要と認めるものについては、市の経費負担において修繕を行うものとする。
 - （2）1 件当たりの予定価格が 3 0 万円（税込）を超えて 1 0 0 万円（税込）以下のものは、市と指定管理者が協議を行い、市が必要と認めるものについては、指定管理者の経費負担において修繕を行うものとする。
 - （3）1 件当たりの予定価格が 3 0 万円（税込）以下のものは、指定管理者が必要と認めるものについて、指定管理者の責任と経費負担において修繕を行うものとする。
 - （4）指定管理者の管理運営上の瑕疵による施設の損傷を修繕するときは、予定価格にかかわらず指定管理者の経費負担で実施することとする。
 - （5）修繕費（（4）によるものを除く）は指定管理料の内訳として金額を定め、毎年度終了後に精算を行う。